

令和6年度デジタル庁調達改善計画

令和6年3月29日

デジタル庁

調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえ、デジタル庁において、調達改善のための取組を推進するために策定するものである。

なお、本計画の記載項目については、「令和6年度調達改善計画の策定要領」（令和6年2月7日内閣官房行政改革推進本部事務局通知）に基づくものである。

ア 調達の現状分析

（1）契約種別の状況

令和4年度の調達の契約種別は表1のようになり、契約件数は283件、契約金額は741億円となっている。そのうち競争性のある契約は213件（全契約に占める割合75%）、競争性のない随意契約は70件（同25%）となっている。

随意契約（少額を除く）については、随意契約審査委員会において、随意契約によらざるを得ない理由等を審査しており、引き続き、競争性のある契約への移行が進むよう厳正な審査を実施していく。

なお、令和5年度から、情報システム調達において、より技術力、企画力を重視したプロポーザル型企画競争を試行的に導入しており、これにより、中小・スタートアップ企業等を含めた新規事業者の競争参加を促すなど1者応札の改善に向けた取組を進めていく。

表1 ※1

令和4年度デジタル庁における調達契約の種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約 ※2	193	68%	528	72%
	企画競争による随意契約	8	3%	26	4%
	不落・不調による随意契約	2	1%	0	0%
	公募による随意契約	10	4%	1	0%
	小計	213	75%	554	76%
競争性のない随意契約		70	25%	187	24%
合計		283	100%	741	100%

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、表3及び表4について同じ。

(2) 応札状況による分析

令和4年度の調達の応札状況は表2のようになっており、一者応札の割合は、件数ベースでは競争契約で48%、企画競争では25%と半数を下回っているものの、金額ベースでは競争契約で64%、企画競争で58%となっており、それぞれ契約金額の6割程度が1者応札によるものとなっている。

表2 ※1

令和4年度デジタル庁における調達の応札状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	92	338	101	190	193	528
割合	48%	64%	52%	36%	100%	100%
企画競争による随意契約	2	15	6	11	8	26
割合	25%	58%	75%	42%	100%	100%
公募による随意契約※2	2	0.3	1	0.03	3	0.3
割合	67%	89%	33%	11%	100%	100%

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 公募による随意契約には、「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みあった場合には、全ての者と契約するもの」については計上していないため、表1とは数値が一致しない。

なお、令和5年度から1者応札改善に向けて新たに取り組みを開始したこともあり、令和6年1月末現在で1者応札の割合は減少傾向にある。今後、更なる改善に向けて現状把握や課題解決の検討等を行う予定としている。

(参考) 令和4年度及び令和5年度における調達状況(集計) (単位:件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
令和4年度	96	353	108	201	204	553
割合	47%	64%	53%	36%	100%	100%
令和6年1月末現在	90	401	161	300	251	701
割合	36%	57%	64%	43%	100%	100%

(3) 調達経費の内訳に関する分析

令和4年度の調達経費の内訳は、表3のようになっており、「情報システム」、「調査研究」、「賃貸借等」の占める割合が高い。

そのうち、「情報システム」については、件数ベースで40%、金額ベースでは59%となっておりデジタル庁における最大の調達項目となっている。また、「調査研究」については、件数ベースで25%と高い割合となっているが、金額ベースでは13%となっている。

また、調達種別では、競争契約における「情報システム」の占める割合は全体と比べ大きな差異はないが、「調査研究」は競争契約に占める割合は上昇している。

表3 令和4年度デジタル庁における調達経費の内訳

(単位: 件、億円)

		令和4年度					
		競争契約		競争契約以外			
						契約件数	契約金額
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事	3	1	2	1	1	0.1
	割合	1%	0.2%	1%	0.2%	1%	0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	3	0.1	2	0.1	1	0.04
	割合	1%	0.0%	1%	0.0%	1%	0%
	小計	6	1	4	1	2	0.1
物品役務等	情報システム	114	437	72	311	42	126
	割合	40%	59%	37%	59%	47%	59%
	運用保守	19	76	14	60	5	16
	割合	7%	10%	7%	11%	6%	8%
	派遣業務	7	28	7	28	0	0
	割合	2%	4%	4%	5%	0%	0%
	調査研究	70	99	65	78	5	22
	割合	25%	13%	34%	15%	6%	10%
	広報事業	5	4	2	1	3	4
	割合	2%	1%	1%	0.1%	3%	2%
	物品購入	10	6	9	6	1	0
	割合	4%	1%	5%	1%	1%	0%
	賃貸借等	19	85	8	42	11	43
	割合	7%	11%	4%	8%	12%	20%
	その他	33	4	12	1	21	2
	割合	12%	0.5%	6%	0.3%	23%	1%
	小計	277	740	189	526	88	213
合計		283	741	193	528	90	214

※ デジタル庁では、地方支分部局を有していない。

(4) 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳に関する分析

令和4年度の競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳は、表4のようになっており、件数ベース、金額ベースとも情報システムの調達の占める割合が最も高い。

表4

令和4年度デジタル庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位: 件、億円)

		令和4年度	
		契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事	0	0
	割合	0%	0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	2	0.1
	割合	2%	0%
	小計	2	0
物品役務等	情報システム	42	205
	割合	46%	61%
	運用保守	13	59
	割合	14%	17%
	派遣業務	4	27
	割合	4%	8%
	調査研究	26	40
	割合	28%	12%
	広報事業	0	0
	割合	0%	0%
	物品購入	2	0.1
	割合	2%	0%
	賃貸借等	3	5.6
	割合	3%	2%
	その他	0	0
割合	0%	0%	
小計	90	337	
合計		92	338

※ デジタル庁では、地方支分部局を有していない。

(5) 重点的な取組及び共通的な取組

別紙1のとおり

(6) その他の取組

別紙2のとおり

イ 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果や外部有識者等からの提言、助言等を参考として、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

なお、調達改善計画に関する取組状況等については、デジタル庁のホームページにおいて公表するものとする。

ウ 調達改善の推進体制等

(1) 推進体制

調達改善の推進に向けて、デジタル庁調達改善推進チームが中心となり、必要に応じて関係部署と連携しながら、デジタル庁における調達の課題把握や調達改善に向けた方向性等について検討する。

【デジタル庁調達改善推進チーム】

統括責任者 統括官（戦略・組織グループ）

副統括責任者 参事官（会計担当）

メンバー デジタル調達制度研究官

企画官（会計担当）

参事官補佐（会計担当）

関係グループ担当

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、取組の推進に当たっては、デジタル庁入札等監視委員会の意見を活用する。

(3) 内部監査の活用

調達改善計画に基づく取組状況については、監査担当が行う内部監査を行うこととする。

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		情報システム調達の改善	<p>【特定の事業者の優位性排除】 仕様内容・要件等に関して、複数の事業者から意見を聴取するなど特定の事業者により働く状況を可能な限り排除するとともに、特定の事業者しか供給できない製品ではなく、汎用的な製品やオープンソースソフトウェアの調達を行う。</p> <p>【新規参入事業者への配慮】 ・新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との引き継ぎ、ノウハウ蓄積のための十分な期間の確保を行う。 ・新規参入事業者が業務内容や業務量を十分理解し、適切な入札価格を算出出来るようにするため、仕様書等の記載内容は、具体的かつ分かりやすく記載するものとし、関連する資料についても閲覧資料として引き続き準備する。</p> <p>【競争参加者確保に向けた取組】 ・新規性、創造性を重視し、より高い技術力、先端技術を求める調達するシステムにおいては、プロポーザル型企画競争の活用を推進するとともに、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法の利用環境を改善・推進する。 ・デジタル庁における過去の契約事業者（再委託事業者を含む）をデジタル庁のウェブサイトに公開し、再委託事業者に多い中小企業、設立後間もない企業においても契約締結に向けた検討に資する取り組みを行う。</p> <p>【一者応札の回避方策の検討】 一者応札が継続している調達案件については、デジタル庁情報システム調達改革検討会の検討結果を踏まえた改善内容等について、令和5年度に新たに取り組んだ方策の検証や同検討会のフォローアップでの改善方向等も踏まえて、引き続き改善に向けて取り組んでいく。</p>	情報システム調達におけるベンダーロックイン等の課題を解消し、公平、公正な調達環境を整える必要があるため。	A+	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と一者応札が継続している調達案件の改善については、令和5年度の取組を検証した上で、更なる改善に向けて取り組む。	R7年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p>入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。</p>		A	R4	<p>都度「随意契約審査委員会」を開催し、競争性のある調達への移行など適切な調達方法を検討する。</p> <p>年2回開催する入札等監視委員会において提案された改善策について、調達改善計画に反映することを検討する。</p>	R7年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	電子調達システム（GEPS）による入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、原則電子入札によることを入札公告に記載するとともに、電子契約に対応できない事業者に対しては、対応できない理由を可能な限り聴取するなど積極的に推進する。		A	R4	政府目標を上回っている状況にあるものの、調達事務の簡素化、効率化の観点から更なる利用拡大を図る。	R7年3月まで

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
・ 契約情報の管理業務を、現状の Excel 表からシステム管理へと切り替え、当該事務の簡素化・効率化を行う。	新規
・ 会計事務にかかる手引き書等の整備、共有を図り、職員等の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	継続
・ クレジットカードで海外出張経費の精算、高速料金の支払に引き続き活用する。	継続